

全銀協 TIBOR 行動規範 新旧対照表

※変更箇所：下線部

新	旧	備考
<p>(別紙2) リファレンス・バンクの選定手続等</p> <p>1. リファレンス・バンクの選定</p> <p>(1) 運営機関は、原則、毎年度末にリファレンス・バンクの選定を行い、その結果を公表する。</p> <p>(2) 運営機関は、リファレンス・バンクの選定に際し、以下の点を考慮する。</p> <p>なお、選定に当たっては、全銀協 T I B O R の継続性に配慮するとともに、リファレンス・バンクの参画業態の多様性も考慮することに加えて、<u>本邦法域外から恒常的にレート</u>の呈示が行われる可能性が高い場合には、<u>法域が異なること</u>によって生じる問題についても考慮する。</p> <p>①市場取引量（日本円 T I B O R は本邦無担保コール市場取引残高、ユーロ円 T I B O R は本邦オフショア市場インターバンク取引残高）</p> <p>②円資産残高</p> <p>③レピュテーション</p> <p>④レート呈示実績（新規選定先は除く）</p> <p>⑤本行動規範の遵守にかかる態勢の整備状況</p> <p>((3) 以下略)</p>	<p>(別紙2) リファレンス・バンクの選定手続等</p> <p>1. リファレンス・バンクの選定</p> <p>(1) 運営機関は、原則、毎年度末にリファレンス・バンクの選定を行い、その結果を公表する。</p> <p>(2) 運営機関は、リファレンス・バンクの選定に際し、以下の点を考慮する。</p> <p>なお、選定に当たっては、全銀協 T I B O R の継続性に配慮するとともに、リファレンス・バンクの参画業態の多様性も考慮する。</p> <p>①市場取引量（日本円 T I B O R は本邦無担保コール市場取引残高、ユーロ円 T I B O R は本邦オフショア市場インターバンク取引残高）</p> <p>②円資産残高</p> <p>③レピュテーション</p> <p>④レート呈示実績（新規選定先は除く）</p> <p>⑤本行動規範の遵守にかかる態勢の整備状況</p> <p>((3) 以下略)</p>	<p>➤ IOSCO 原則 11 「算出方針の内容」を踏まえて、リファレンス・バンクの選定に当たり、リファレンス・バンクの法域から生じ得る問題についても考慮することを明記</p>

以 上